

第2章 地域・地区別の景観計画

2-0 地域・地区別の景観計画に関する共通事項

(1) 本章で定める事項

本章では、景観計画区域全域、重点地域及び重点地区ごとに下記事項を定める。

届出対象行為

- ・景観法第16条第1項から第3項までの規定により届出を要する行為（同第7項第11号の規定により届出を要しない行為として神戸市都市景観条例で定める行為を除く）
- ・景観法第8条第2項第2号の規定により景観計画に定める「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」のうち、同条第4項第1号の規定により定める、同法第16条第1項第4号の規定により届出を要する行為として神戸市都市景観条例で定める行為

なお、届出対象行為のうち、神戸市都市景観条例第17条第1項の規定により、届出を行う前に市長との協議（景観デザイン協議）が必要な行為として、同条例第16条第1項の規定により定められた行為である「景観影響建築行為」についても、参考に記載する。

良好な景観の形成に関する方針

景観法第8条第3項の規定により、景観計画に定めるよう努めるものとされている。

規制又は措置の基準として必要な制限

景観法第8条第2項第2号の規定により景観計画に定める「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」のうち、同条第4項第2号の規定により定める規制又は措置の基準として必要なものをいう。

時間帯に関わらない昼夜共通の景観形成のためのものを「景観形成基準」、特に夜間の景観形成のためのものを「夜間景観形成基準」として定める。

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

景観法第8条第2項第4号の規定により、良好な景観の形成のために必要なものを定めることとされている事項のひとつである。

時間帯に関わらない昼夜共通の景観形成のためのものを「景観形成基準」、特に夜間の景観形成のためのものを「夜間景観形成基準」として定める。

(2) 用語の解説

本章で使用する用語は、別に定めがない限り、以下のとおりとする。

準用工作物	建築基準法第88条第1項及び第2項の規定の適用を受ける工作物をいう。
市街化区域	都市計画法第7条に規定する市街化区域をいう。
市街化調整区域	都市計画法第7条に規定する市街化調整区域をいう。
用途地域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域をいう。
景観形成市民協定	神戸市都市景観条例第44条第2項の規定により市長が認定した景観形成市民協定をいう。
外壁等	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又はバルコニーの手すり壁その他これに類するものをいう。
高さ	1 建築物の高さは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号に規定する建築物の高さをいう。 2 工作物の高さは、工作物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さとする。
床面積	建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積をいう。
建築面積	建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する建築面積をいう。
築造面積	建築基準法施行令第2条第1項第5号に規定する築造面積をいう。
修繕等	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をいう。
マンセル表色系	色の3属性「色相」「明度」「彩度」の組み合わせで色を表現する。 例えば、色相が5G、明度が6、彩度が8の色は、「5G6/8」と表す。
色相	色味を示す属性。マンセル表色系では、R（赤）、Y（黄）、G（緑）、B（青）、P（紫）の5色を基本とし、その中間にYR（黄赤）、GY（緑黄）、BG（青緑）、PB（紫青）、RP（赤紫）を設け、さらにそれらの色相を10に分割した計100色相で表す。無彩色はNで表す。
明度	明るさを示す属性で、マンセル表色系では数字で示す。数値が大きい方が明るい色になる。
彩度	鮮やかさを示す属性で、マンセル表色系では数字で示す。数値が大きいほど鮮やかな色になる。
色温度	光の色味の度合いのこと。単位はK（ケルビン）。高いと白く冷たい色になり、低いと黄色く温かい色になる。
輝度	光源自体や照らされた面の輝きのこと。単位はcd（カンデラ）。
グレア	目に入る不快なまぶしさのこと。グレアがあると、それより強い光しか感じなくなり、その他のものは暗く見えるようになる。
映像装置	建築物の壁面やディスプレイなどを利用し、画像や文字等の映像を表示又は投影するものをいう。メディアファサード、デジタルサイネージ、電光掲示板、プロジェクションマッピングなどがある。

(3) 制限の適用について

本章で定められた「規制又は措置の基準として必要な制限」及び「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」の適用については、地域・地区別に定める規定によるほか、次のとおりとする。

1. 神戸市が都市景観審議会の意見をを受けて、良好な景観形成を図ることができるかと認めた場合は、適用しない。
2. 夜間景観形成基準については、地域団体等により照明に関するガイドライン等が定められている区域内のもので、当該ガイドラインに即したものについては適用しない。
3. 「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」については、次のいずれかに該当する場合、適用しないことができる。ただし、地域団体等によりガイドライン等が定められている区域内においては、当該地域団体等と協議を行うものとする。
 - (1) 一時的、簡易的に掲出、表示されるもの
 - (2) 公益上の理由により、やむを得ず掲出されるもの
 - (3) その他、景観形成上支障がないと認められるもの